

情報倶楽部

2021年4月

No. 240

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 退職所得の改正

Q. 令和3年の税制改正では、退職所得についての改正があるとか。どのようなのですか？

A. 退職所得は、特定役員退職手当等を除き、次の算式で計算します。

退職所得 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

特定役員等とは、勤続年数が5年以下の法人の役員等をいい、これらの者の退職所得は、上記算式中、×1/2を適用せずに計算した金額になります。

令和3年の税制改正では、その年中の退職手当等のうち、短期退職手当等に係る退職所得金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、×1/2を適用しないこととされました。

短期退職手当等とは、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が勤続年数に対応するものとして支払いを受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

これに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法や退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について、所要の措置が講じられることになっています。

★ セルフメディケーション税制

Q. セルフメディケーション税制の適用を受けようと思いますが、令和2年の確定申告では改正点があると聞きました。どのような点が改正になったのですか？

A. 確定申告書に明細書の添付が必要です。

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている者が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に適用(医療費控除との選択適用)が受けられるという制度です。セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

一定の取組とは、健康保険組合等が実施する健康診査【人間ドック、各種健(検)診等】や、予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】、勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】、特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導、がん検診などをいいます

対象医薬品は、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)とされており、対象とされる医薬品は、購入した際の領収書(レシート)に控除対象であることが記載されています。令和2年の確定申告では、明細書の添付が必要ですので注意してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/infoiryouhikoujo.htm>

★ GoToキャンペーンの給付金

Q. GoToキャンペーン事業における給付金は、確定申告が必要ですか？

A. 一時所得となり、課税対象になります。

GoToキャンペーン事業(GoToトラベル、GoToイート、GoToイベント)における給付金は、「一時所得」として課税対象になります。

収益の計上時期は、次のとおりです。

①GoToトラベルの給付金

旅行終了時(旅行代金割引相当額)

クーポン使用時(地域共通クーポン相当額)

②GoToイートの給付金

ポイント・食事券使用時

③GoToイベントの給付金

ポイント・クーポン使用時

一時所得の金額は、次の算式で計算します。

一時所得の金額 = (総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - 特別控除額(最高50万円)

したがって、GoToキャンペーンの給付金がこの特別控除額の50万円を超えない限り確定申告をする必要はないのですが、他の一時所得、たとえばふるさと納税の返礼品(経済的利益)や生命保険の満期保険金を受け取った場合などで50万円を超えるときは、一時所得の金額が発生し、確定申告をしなければなりませんので、注意しておいてください。

法人税

★ 法人税等の中間申告期限の個別延長

Q. 法人税や消費税の中間申告が新型コロナの影響で提出期限までに申告できない場合は、提出期限の延長が認められますか？

A. 認められます。

法人税や消費税の中間申告には、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算する「通常の間申申告」と中間期間を一つの事業年度とみなして税額を計算する「仮決算による中間申告」があります。

新型コロナの影響で、これらの中間申告書を提出することが困難な場合は、提出期限の延長が認められています。

たとえば、新型コロナの影響で当期の業績が悪化しているような場合は、通常の間申申告に代えて仮決算による中間申告を検討することになると思われますが、この際に、外出自粛要請など、通常の業務体制が維持できないことにより、たとえば、

①通常の間申申告に係る税額と仮決算による中間申告に係る税額を比較検討するために時間を要する

②仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要するなど、

中間申告書を提出期限までに提出することが困難になるという場合が考えられますが、このような場合でも、提出期限の延長が認められることとなっています。

なお、上記のような事情がなく中間申告書の提出がなかった場合は、その提出期限において通常の間申申告書の提出があったものとみなされます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm>

国税通則法

★ 給与等に係る源泉所得税と不納付加算税

Q. 給与に係る源泉所得税を納付し忘れしました。不納付加算税が課されない場合があるようですが、それはどのような場合ですか？

A. 次の場合は、不納付加算税がかかりません。

給与等に係る源泉所得税は、原則として、当月分は翌月の10日までに納付しなければならず、納付しない場合は、不納付加算税の対象になるとされています。

ただし、その法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合については、法定納期限から1ヵ月を経過する日までに納付をすれば、不納付加算税が課せられないこととされています。

この場合の法定納期限までに納付の意思があったと認められる場合とは、法定納期限の属する月の前月末から1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次の①及び②に該当する場合をいうとされています。

①納税の告知を受けたことがない場合

②納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実がない場合

つまり、この①及び②のいずれにも該当する場合は、期限内納付がなかった場合でも、法定納期限から1ヶ月を経過する日までに納付すれば、不納付加算税は課されないということです。

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shotoku/gensen/000703/01.htm>